

消 防 予 第 434 号
平成 27 年 10 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課
担当：近藤、久保田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

問 「住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について（通知）」（平成 27 年 9 月 4 日付け消防予第 349 号）により、住宅部分へのスプリンクラー設備の設置を要しないとした場合、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分に係る面積から同条第 2 項第 3 号の 2 に規定する「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分に係る面積を除いた面積が 1,000 m²未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置してよいか。

また、上記の防火対象物に係る令第 11 条第 2 項の規定についても、1,000 m²に同項に規定する「総務省令で定める部分」の他に当該住宅部分の面積を加えた数値により屋内消火栓設備の設置の要否を判断してよいか。

（答）

前段、後段ともに差し支えない。